

議案第 38 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

認定路線

整理番号 (認定番号)	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 (4-74)	白鳥 5 1 号線	白鳥四丁目 3 番 2 6 地先 白鳥四丁目 3 番 3 3 地先	—
2 (4-75)	白鳥 5 2 号線	白鳥四丁目 3 番 1 3 地先 白鳥四丁目 3 番 3 9 地先	—
3 (4-76)	白鳥 5 3 号線	白鳥四丁目 3 番 2 6 地先 白鳥四丁目 3 番 2 1 地先	—
4 (4-77)	白鳥 5 4 号線	白鳥四丁目 3 番 3 0 地先 白鳥四丁目 3 番 5 1 地先	—

説 明

この案を提出するのは、町民の利便性の増進を図るため、町道を新たに認定する必要があるからである。

議案の概要

町民の利便性の増進を図るため、次の町道を新たに認定するものである。

整理番号 (認定番号)	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
1 (4-74)	白鳥51号線	白鳥四丁目3番2 6地先 白鳥四丁目3番3 3地先	302.0	6.0 ～ 10.3
2 (4-75)	白鳥52号線	白鳥四丁目3番1 3地先 白鳥四丁目3番3 9地先	47.1	6.0 ～ 10.3
3 (4-76)	白鳥53号線	白鳥四丁目3番2 6地先 白鳥四丁目3番2 1地先	50.1	6.0 ～ 10.4
4 (4-77)	白鳥54号線	白鳥四丁目3番3 0地先 白鳥四丁目3番5 1地先	15.7	2.0 ～ 2.0

